

名古屋市農業センター リニューアル整備・管理運営事業

募集要項

令和4年5月

(6月10日修正版)

名古屋市緑政土木局

目次

第1章 総則	1
1 本書の位置づけ	1
2 募集の概要	1
(1) 募集の目的	1
(2) 事業の名称	1
(3) 農業センターについて	1
(4) 対象敷地及び施設の概要	4
(5) 施設の維持管理状況	7
(6) 事業者の業務範囲	8
(7) 事業方式	8
(8) 事業期間	8
3 本事業の概要	9
(1) 事業の方向性	9
(2) 事業対象区域	9
(3) 事業提案を求める内容	9
(4) 事業提案にあたっての条件	12
(5) 費用負担等	15
(6) 法令等の遵守	16
(7) 禁止する事業	16
第2章 事業参加の要件	17
1 事業者の募集及び選定方法	17
2 本事業の参加資格	17
(1) 応募者の構成	17
(2) 応募者の資格要件	17
(3) 参加資格確認基準日	19
(4) 参加資格要件の喪失	19
第3章 事業参加の手続き等	20
1 募集要項等に関する質問受付及び回答	20
2 現地見学会の開催	20
3 参加登録手続き	20
4 資料の貸出の手続き	22
5 提案書類の提出	22
(1) 提案書類の受付	22
(2) 提案書類の様式及び提出部数	22
第4章 事業者の選定に関する事項	24
1 選定の方法及び優先交渉権者の決定	24

2	選定結果の通知	24
3	契約等の締結	24
(1)	基本協定の締結	24
(2)	設計・工事請負契約の締結	24
(3)	管理運営業務に関する指定管理協定	24
第5章	応募にあたっての留意点等	25
1	応募の失格事項	25
2	応募上の注意事項	25
(1)	複数提案の禁止	25
(2)	提案内容の変更の禁止	25
(3)	提案書類の取扱い	25
(4)	応募に係る費用の負担	25
(5)	提案書類の著作権	25
(6)	特許権等	26
(7)	資料提供の取扱い	26
(8)	追加資料等の公表	26
(9)	選定審議会の委員等への接触の禁止等	26
3	応募者が一者であった場合の取扱い	26
4	応募の辞退	26
第6章	事業スケジュール	27
第7章	選定事業者の責任の明確化	28
1	基本的な考え方	28
2	リスクが顕在化した場合の費用負担の方法	28
3	その他	28
第8章	その他	28
別表	リスク分担	29

■用語の定義

募集要項等	名古屋市農業センターリニューアル整備・管理運営事業に関する募集要項、要求水準書、選定基準書、様式集、基本協定書（案）、指定管理協定書（案）、設計・工事請負契約書（案）及びそれらに対する質問回答など、公募にあたって市が公表・提供する一連の資料等の総称。
要求水準書	名古屋市農業センターリニューアル整備・管理運営事業要求水準書のこと。
選定基準書	名古屋市農業センターリニューアル整備・管理運営事業選定基準書のこと。
様式集	名古屋市農業センターリニューアル整備・管理運営事業様式集のこと。
基本協定書（案）	要求水準書の別紙資料「基本協定書（案）」のこと。
指定管理協定書（案）	要求水準書の別紙資料「指定管理協定書（案）」のこと。
設計・工事請負契約書（案）	要求水準書の別紙資料「設計・工事請負契約書（案）」のこと。
リニューアル整備事業	名古屋市農業センターの新たな魅力や価値を創出する施設整備を行うため、市と設計・施工一括の設計・工事請負契約を締結して実施する業務のこと。
設計・工事請負契約	リニューアル整備事業の実施にあたって、市と事業者（設計・建設事業者）が締結する設計・施工一括の請負契約のこと。
設計・建設事業者	市と設計・工事請負契約を締結し、リニューアル整備事業を実施するもの。
指定管理協定	市と事業者（市から指定管理者として指定された指定管理事業者）が締結する「指定管理者の業務に関する協定」のこと。
指定管理事業者	市と指定管理協定を締結し、管理運営業務を実施するもの。
管理運営業務	市と指定管理協定を締結して行う指定管理業務と、事業者が自らの負担で実施する自主事業により、名古屋市農業センターのハード・ソフト一体となった管理運営を行う業務のこと。
指定管理業務	名古屋市農業センター条例に定める市の事業として、指定管理協定を締結して行う業務のこと。
自主事業	指定管理者としてではなく一法人等として、事業者自らの負担で実施する事業のこと。
事業者	本事業の実施に際して市と契約を締結し、事業を実施する者のこと。
優先交渉権者	本事業を実施する事業者として市と協定・契約を締結するために優先的に交渉をする権利を持つ者のこと。
法人等	法人及びその他の団体の総称。
応募者	本事業に係る公募型プロポーザルに参加しようとする法人等、又は複数の法人等によって構成される連合体のこと。
代表者	応募者のうち、連合体により応募する場合において、応募及び事業に必要な諸手続き等を一貫して担当する法人等のこと。

構成員	応募者となる連合体を構成する法人等のうち、代表者以外のこと。
指定管理者	市議会での議決を経て指定を受け、本事業の指定管理業務を担う法人等のこと。
次期指定管理者	本事業における管理運営業務期間終了後の次期期間において指定管理者となるもの。
選定審議会	本事業に係る公募型プロポーザルにおいて事業者の選定に係る評価を行うために設置する、学識経験者等の外部委員により構成する「名古屋市農業センター整備運営事業者選定審議会」のこと。
要求性能確認計画書	設計、建設、工事監理の各業務のサービス水準を維持改善するために行うセルフモニタリングにおいて、要求水準を満たしているかを確認するため、その確認方法や確認時期等を事業者（設計・建設事業者）が明記して作成する計画書のこと。
要求性能確認記録	要求性能確認計画書に基づき、事業者（設計・建設事業者）が各業務を監視し、要求水準を満たしていることを確認するために作成する記録のこと。
事業計画書	事業者（指定管理事業者）が、指定管理者の指定後に、管理運営業務の内容が要求水準を満たしているかを確認するため、管理運営業務の実施体制や工程、必要な事項等を総合的にまとめて作成する計画書のこと。
業務報告書	事業計画書に基づき、事業者（指定管理事業者）が各業務を監視し、管理運営業務が適切に実施されていることを確認するために作成する報告書のこと。
参考資料	事業者が本事業に係る公募型プロポーザルに参加するにあたり、参考とする資料をいう。市が提供する参考資料と事業者が行う調査結果に差異がある場合においても、その差異について市が責任を負うものではない。

第 1 章 総則

1 本書の位置づけ

本募集要項は、名古屋市（以下、「市」という。）が、名古屋市農業センターリニューアル整備・管理運営事業（以下、「本事業」という。）において実施する公募型プロポーザル方式による事業者公募（以下、「本公募」という。）に関して、事業の概要、参加要件、応募・選定手続き、スケジュール等について定めるものです。

なお、本募集要項は、本事業に係る他の募集要項等と一体をなすものです。

2 募集の概要

（１）募集の目的

名古屋市農業センター（以下、「農業センター」という。）は、「野菜と家畜」をテーマにした農業公園であり、農業に親しむ機会の少なくなった市民に、農業に親しみながらゆったりと憩うことのできる施設として利用されていますが、開園から 57 年が経過し、施設の老朽化などの課題も顕在化しています。

このような中、「3 本事業の概要（１）事業の方向性」に示す目的を果たすため、本事業の主体となる事業者を広く公募により選考します。

（２）事業の名称

名古屋市農業センターリニューアル整備・管理運営事業

（３）農業センターについて

ア 概要

農業センターは昭和 40 年 4 月 1 日に開設されました。都市化とともに農地の減少が進む中、多様化する市民ニーズを踏まえ、平成 5 年度には全国屈指の規模を誇るしだれ梅園を整備し、現在では、市民が農業に親しみながらゆったりと憩うことのできる施設として利用されています。また、名古屋コーチンの普及啓発や、伝統野菜の伝承、家畜の防疫業務などの役割を果たしてきました。

イ 位置づけ

平成 27 年に「都市農業振興基本法」が施行されたことにより、市街化区域においては、土地の高度利用が進められる中で、都市における農地の位置づけは「宅地化すべきもの」から、良好な都市環境の形成に資する「あるべきもの」へと大きく転換されました。

本市においてもその法の趣旨に則り、都市農業に関する知識の普及や啓発等に取り組み、平成 30 年に「なごやアグリライフプラン（平成 18 年策定）」を改定し、農業公園を市民に向けた「農の情報発信」を行う拠点として位置づけています。

名古屋市総合計画 2023 においても、施策の柱の 1 つとして、『農のある暮らし、街とともにある農業の推進』を掲げています。市民農園の設置を促進するなど、暮らしに農を取り入れる機会をより多くの市民に提供するとともに、農地の保全や地域の農産物の生産・消費促進に取り組むなど、都市農業を支援するものとしています。

このような中、名古屋市内には農業センターの他に、「果樹」をテーマにした東谷山フルーツパーク、「水稻と花」をテーマにした農業文化園があり、この三農業公園が相互に連携を図り都市農業の振興を図っています。三農業公園では、以下の三つの使命を果たすため、各種事業を行っています。

【三農業公園の三つの使命】

	1. 「農」の情報発信	2. 「農」の振興・支援	3. レクリエーションの場の提供
三つの使命	日常生活で「農」に携わっていない市民に「農」について知ってもらうための『農』の情報発信	直売所に限定することなく、対象や手段も幅をもたせて、「農」の担い手（農家）から参加者（家庭菜園レベル）まで、「農」に携わる市民を応援	来園者にとって、楽しい場所を提供する、レクリエーションの場を提供
行うべき事業の例	・果樹や花などの農産物の生態、栽培方法を発信 ・食べ物を作る楽しさや大変さ、大切さを発信 ・都市農業に良好な環境の形成など、多面的な機能があることを発信	・農産物を販売・紹介できる場を提供 ・農家と市民との対話の場を提供 ・「なごやさい」などのPRの場を提供 ・栽培技術習得の機会を提供	・緑あふれる環境の中で市民に楽しさや憩いの場を提供 ・豊かな感性をはぐくむ場を提供 ・農家とのコミュニケーションの機会を提供 ・植物栽培を楽しむ場を提供 ・農業に親しむ場を提供

※ここでいう「農」とは、都市農業が、その生産活動を通じて市民に新鮮な農産物を供給するだけでなく、良好な景観の形成など、様々な機能を発揮していることに鑑み、「名古屋市の農業」を職業以外の農業も含め、幅広く「農」と表現しています。

なお、本市の三農業公園は、個別の条例により設置された公の施設であり、農業センターは「名古屋市農業センター条例」において設置目的や事業などを規定しています。都市公園法に基づく公園ではないため、都市公園法の適用対象ではありません。

また、農業センターは、農業の他、緑化や教育などの行政分野にも関連しており、SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標の内、以下の6つの目標に関わるものと考えています。

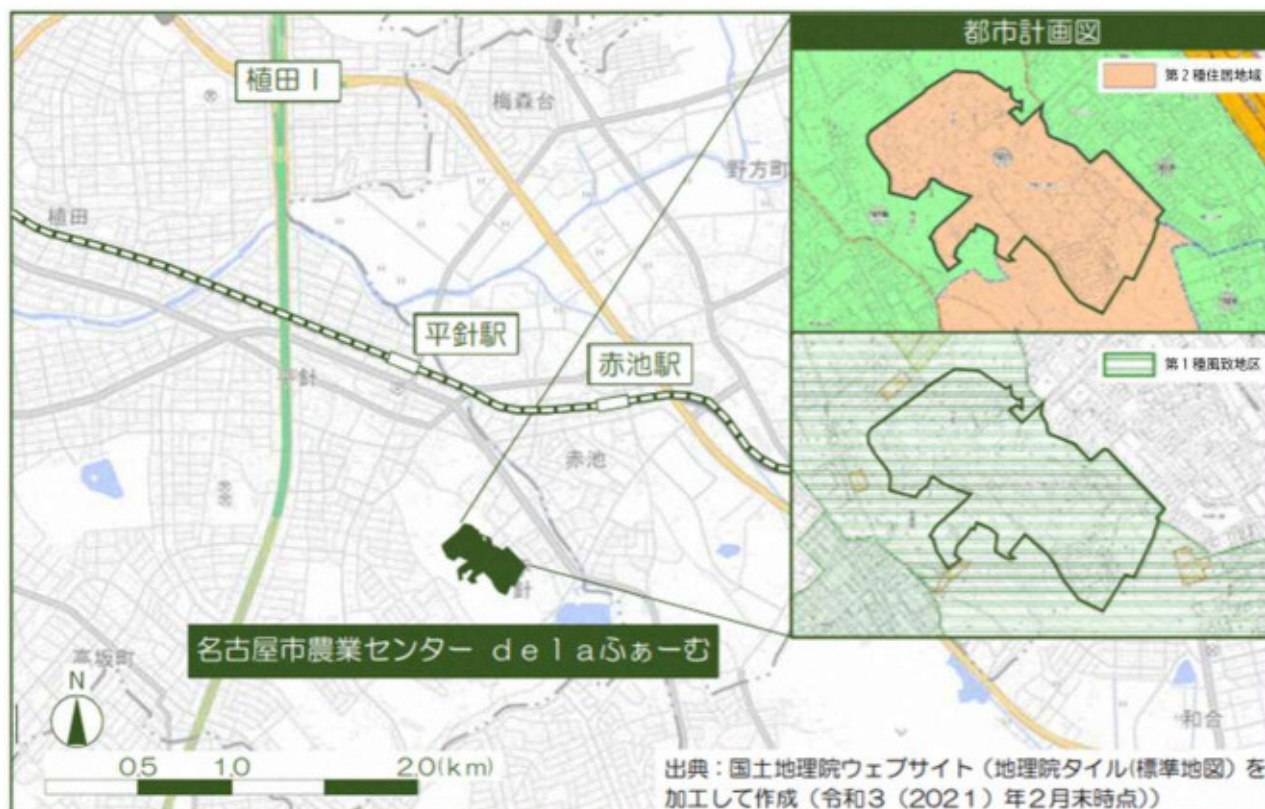


ウ これまでの経緯

年度	主な出来事
昭和 40 年度	・ 4 月 1 日開設
昭和 47 年度	・ 絶滅危機にあった名古屋コーチンの復活への取組みを開始
平成 4 年度	・ 農業相談コーナーを開設
平成 5 年度	・ しだれ梅園を整備
平成 8 年度	・ 乳処理施設「ミルク工房」を新設
平成 23 年度	・ 名古屋コーチンのひよこのキャラクター「なごっぴー」誕生 ・ 売店を「なごやか市場」としてリニューアルオープン
平成 24 年度	・ 平針学区、(公財) 名古屋市みどりの協会、名古屋市農業センターの 3 者 で「大規模災害発生時における相互協力及び商品の提供に関する覚書」 を締結
平成 25 年度	・ 愛知県畜産総合センターと名古屋コーチン系統保存事業に関する協定を 締結
平成 26 年度	・ 農業センターの愛称を「dela ふぁーむ」に決定 ・ 「チャレンジファーマーカレッジ」を開講
平成 27 年度 (開園 50 周年)	・ 「dela ふぁーむ」の商標を登録 (商標権者は名古屋市) ・ 平成 28 年 3 月 17 日名城大学農学部・大学院農学研究科と相互協力及び 連携に関する協定を締結
平成 28 年度	・ 東海学園大学と連携・協力に関する協定を締結

(4) 対象敷地及び施設の概要

施設名	名古屋市農業センター
所在地	名古屋市天白区天白町大字平針字黒石 2872 番地の 3
敷地面積	85,340 m ²
法的規制	第2種住居地域、第1種風致地区、都市計画緑地荒池緑地、準防火地域 緑化地域、31m高度地区、宅地造成工事規制区域 指定建ぺい率 30%、指定容積率 200%
開園時間	午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
休園日	毎週月曜日（祝休日の場合はその翌平日）、年末年始
入園料	無料
主な施設	農業指導館、しだれ梅園、野菜圃場、市民菜園、展示温室、 大家畜舎（成牛舎）、展示鶏舎、乳牛放牧場、 その他（竹林、宿根草園、温室、鶏舎等）
飼育家畜	乳牛、鶏、山羊、羊
アクセス	公共交通：地下鉄鶴舞線「平針」下車徒歩 20 分又は市バス「地下鉄原」行き、 「農業センター北」下車、徒歩 5 分 地下鉄鶴舞線「赤池」下車徒歩 20 分又は名鉄バス「祐福寺」 又は「前後」行き、「荒池」下車、徒歩 6 分 自動車：名二環植田 IC から県道 56 号経由、約 10 分（約 3km）



＜主な建築物＞

番号	建築物	建築年	延床面積	用途
①	本館	昭和 40 年	330 m ²	事務所・案内所
②	農業指導館	昭和 56 年	903 m ²	園芸相談・講習室・休憩施設等
③	休憩所	平成 2 年	173 m ²	売店
④	ミルク工房	平成 9 年	71 m ²	乳処理施設（牛乳・ジェラートの製造）
⑤	大家畜舎（成牛舎）	昭和 39 年	324 m ²	成牛の飼育・搾乳
⑥	展示温室	昭和 40 年	287 m ²	花等の展示
⑦	展示鶏舎	平成 8 年	180 m ²	名古屋コーチン等鶏の飼育展示

＜その他の施設＞

施設名	面積	備考
野菜圃場	4,800 m ²	
市民菜園	800 m ²	
チャレンジファーマーカレッジ ジ実習圃場	400 m ²	
栽培温室（ガラス温室）	1,558 m ²	8 棟
しだれ梅園	5,000 m ²	
放牧場	3,817 m ²	現在は乳牛のみ放牧
宿根草園、花木園、竹林	7,300 m ²	
第 1 駐車場	4,531 m ²	駐車台数：190 台
第 2 駐車場	1,095 m ²	駐車台数：34 台

＜営業施設の設置状況＞

施設名	営業内容	設置場所
なごやか市場	野菜・卵・花苗等の販売	③「休憩所」
食堂（※令和 3 年 3 月閉店）	喫茶・軽食・名古屋コーチン料理等の提供	②「農業指導館」
なごやか牧場	牛乳・ジェラート等の販売	④「ミルク工房」横

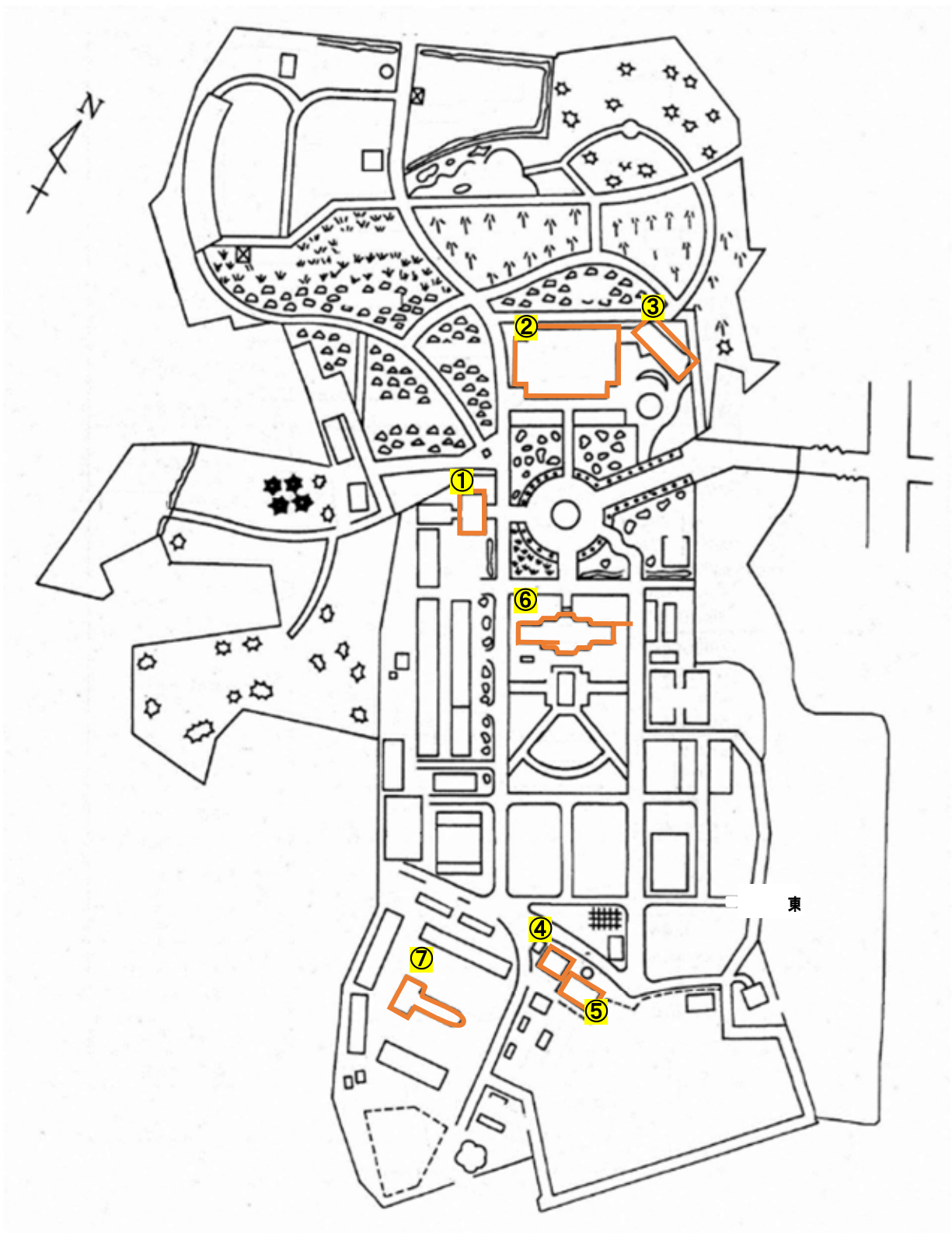
＜家畜の飼育状況（現況：令和 4 年 2 月 1 日現在）＞

区分	種類		飼育数
乳牛	ホルスタイン	成牛	8 頭
		育成牛	3 頭
山羊	シバヤギ		1 頭
羊	サフォーク等		5 頭
鶏	名古屋種（名古屋コーチン）		88 羽
	他、バフコーチン始め 15 品種		78 羽

<施設現況図>

※ 本図面の範囲外にも管理対象区域があります。要求水準書の別紙資料を参照してください。

※ 図中の数字は、前ページの<主な建築物>を指します。



(5) 施設の維持管理状況

農業センターの管理運営に係る支出内訳（決算額）は、以下のとおりです。

(単位：円)

農業センターの管理運営		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
人件費		165,313,558	164,400,313	166,398,738
需用費		30,457,710	31,064,025	27,944,018
	消耗品・被服	7,523,947	6,519,761	5,695,021
	燃料費（車両や温室用暖房のガソリン等）	1,080,283	852,892	1,073,455
	印刷製本費（行事予定表）	114,156	106,260	73,700
	光熱費	6,606,475	6,280,877	5,262,944
	水道料	4,104,500	3,899,226	3,568,034
	修繕料（農機具、パワーカート等）	1,016,288	1,992,150	1,546,415
	飼料費（家畜用）	7,650,063	8,841,725	8,085,054
	医薬材料費	2,361,998	2,571,134	2,639,395
委託料		44,241,903	44,718,545	46,698,909
工事請負費		12,094,891	17,220,638	12,677,692
原材料費（山砂、川砂、ベニヤ板等）		290,816	345,591	291,489
負担金及び交付金		3,002,000	3,002,000	3,003,000
	農業センター催事運営協議会	3,000,000	3,000,000	3,000,000
	日本ホルスタイン登録協会年会費	2,000	2,000	3,000
雑費		5,359,565	6,361,448	5,211,426
	給料・共済費（嘱託員）	3,347,990	3,361,596	3,227,364
	報償費（講習会等の講師への謝金）	388,800	330,000	220,800
	旅費（市外・市内）	309,673	312,074	29,120
	役務費（保険料、牛の削蹄代、産廃処分費等）	987,393	2,173,433	1,361,571
	使用料及び賃借料 （電話機のリース料、ETC、NHK 受信料）	172,565	158,425	154,071
	備品購入費	153,144	25,920	218,350
	その他	0	0	150
〔合計〕		260,760,443	267,112,560	262,225,272

※本事業における管理運営業務以外の経費（大規模修繕費、公募に向けた調査費等）は除いています。

(6) 事業者の業務範囲

事業者は次の業務を行うこととします。

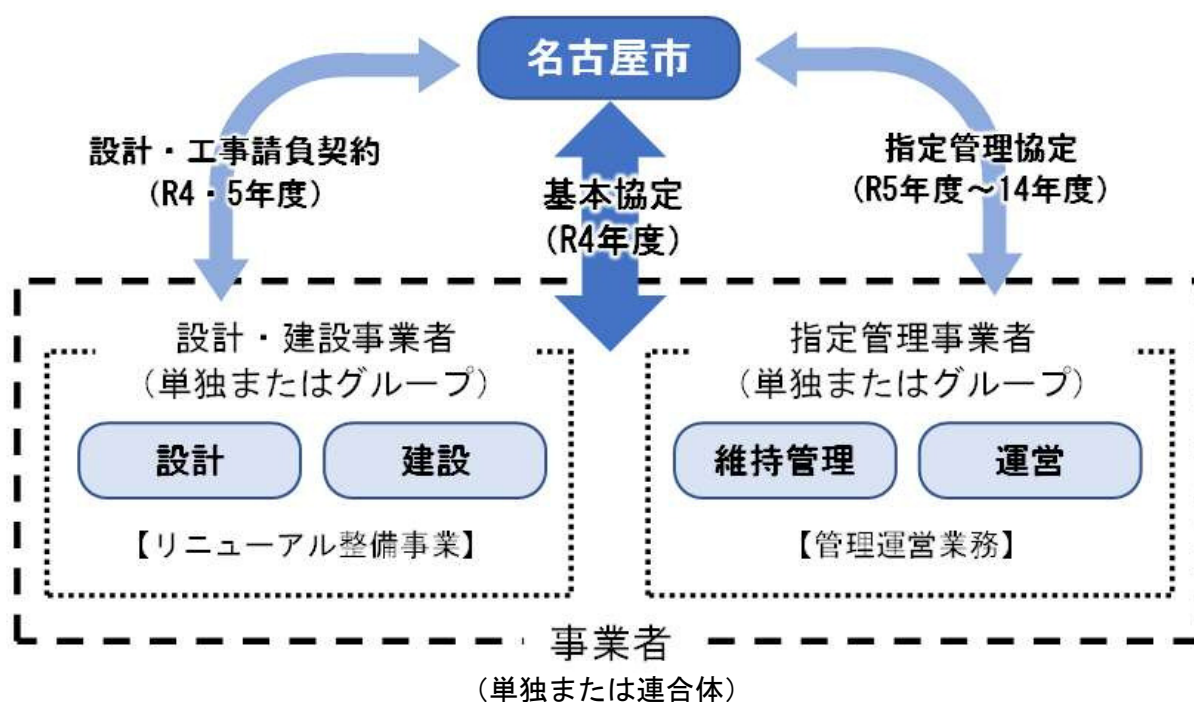
- ①リニューアル整備事業
- ②管理運営業務

(7) 事業方式

本事業は、市が資金調達し、事業者が設計・建設・管理運営を一体的に行う DBO (Design Build Operate) 方式により実施します。

本公募において選定された事業者と締結する基本協定に基づき、リニューアル整備事業にあたっては設計・施工一括の設計・工事請負契約を締結し、管理運営業務にあたっては事業者を指定管理者として指定し、指定管理協定を締結します。

<事業イメージ図>



(8) 事業期間

リニューアル整備事業の期間は契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで、管理運営業務の期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日までの 10 年間とします。

3 本事業の概要

(1) 事業の方向性

農業センターの主な役割は、「農業者の支援」から「市民と農をつなぐ架け橋」へと変化してきました。そのことを踏まえ、「農」を通じて自然や命の尊さを伝える「市民と農の架け橋」として、持続可能な人の暮らしのあり方について、知る・体験する・考える、「きっかけの場」となることを目指します。



現状の「気軽に立ち寄れる公園」としての機能を維持しつつ、これまで培ってきた資産である、乳牛・鶏・しだれ梅・野菜を活かして、子育て世代の親子をはじめ市民が食と農の大切さに触れることのできる体験メニューや商品を提供し、「食べる」、「買う」、「遊ぶ」といったことを通して、一年を通じて「農のある暮らし」を総合的に楽しめる農業公園の運営に取り組みます。

本事業では、いつでも、誰でも、気軽に参加できる体験・遊び・学びの場を提供する「公的な役割」を維持・拡充しつつ、民間事業者の持つ優れたノウハウを導入することで、より付加価値の高い魅力ある体験メニューや商品の提供を行い、農業センターのさらなる魅力向上、来園促進を実現していくことを目指します。

(2) 事業対象区域

農業センター全体を活用した事業を提案してください。

(3) 事業提案を求める内容

事業対象区域において、次のア及びイを一体的に実施する事業の提案を募集します。

ア及びイのうちの一部の事業のみを実施する提案はできません。

市の財政負担の上限額や、事業者自らが行う自主事業の収益等を勘案して、実現性のある事業提案をしてください。

ア リニューアル整備事業

事業対象区域において、名古屋市農業センター条例に規定する設置目的や位置づけ、事業の方向性等を踏まえ、イの管理運営業務と一体となった、農業センターの新たな魅力や価値を創出する施設整備を行う事業提案を求めます。

下記の「必須とする整備内容」は必須事業とし、「その他の整備内容」については、市の財政負担の上限内で、魅力向上につながる整備・改修の提案を期待します。詳細な内容は要求水準書を参照してください。

＜必須とする整備内容＞

区分	主な内容
成牛舎の改築（建て替え）等	成牛舎および周辺施設等の解体・撤去 新・成牛舎の整備 など
展示温室の撤去・広場の一体的活用	展示温室および周辺施設等の解体・撤去 展示温室一帯の有効活用 など
育中雛舎のリノベーション等	ふ卵舎等、既存施設の撤去 育中雛舎のリノベーション など

＜その他の整備内容＞

上記の必須とする整備内容のほか、市の財政負担の上限内で農業センターの魅力向上につながる整備・改修の提案を期待します。下表に挙げた内容は例示であり、提案対象は農業センター敷地内のすべての施設とします。

区分	提案例
駐車場の整備・改修	・大型バスブースの設置 ・機械式ゲート設備等の整備 など
トイレの改修	・床・内装等の改修、高機能化 など
実習室の改修	・内装等の改修 ・調理教室等に使用する設備・機器の更新 など
サイン更新・修景	・施設内のサインなどの更新・整備 ・照明、門扉、フェンス・手すりなど園内の魅力向上に向けた修景 など
休憩施設など	・日陰の休憩施設（四阿など）の整備 ・ベンチの改修・設置 など
その他	・園内の施設・設備機器の劣化修繕 ・フリーWi-Fi、監視装置等、通信環境の整備 ・園路のバリアフリー化 ・遊具の設置 ・自転車置き場・サイクルスタンドの設置 など

イ 管理運営業務

「農」を通じて自然や命の尊さを伝える「市民と農の架け橋」として、一年を通じて「農のある暮らし」を総合的に楽しめる農業センターを実現するために、アのリニューアル整備事業とともにハード・ソフト一体となった農業センターの新たな魅力や価値を創出する管理運営業務の提案を求めます。

<指定管理業務>

業務区分		主な内容
運営業務	準備業務	職員・従業員への研修、設備等の試稼働などの各種準備業務
	園芸業務	圃場の作付け計画、栽培展示、しだれ梅・植栽の管理 など
	畜産業務	乳牛、名古屋コーチン原種鶏、その他鶏などの飼養展示 など
	運営事務	総務・経理等の各種事務、情報発信 など
	駐車場管理業務	日常的な管理、繁忙期の警備、料金徴収 など
	他機関連携業務	行政・教育機関、市民、地域、企業等との連携・協力事業
	市民菜園業務	区画貸し農園の運営
	食農教育・体験教室業務	家庭菜園教室、収穫体験、畜産体験等の企画・運営 など
	園芸相談業務	家庭菜園など園芸に関する市民相談窓口の設置・運営
	その他提案業務	その他、農業公園の魅力向上・役割発揮に向けた取組み など
維持管理業務		建築物等保守管理、清掃、警備、土木・外構等の維持管理 軽微な修繕工事（1件2,500千円以下のもの） など
マネジメント業務		本事業全体の統括、財務管理、市との協議調整 など

<自主事業>

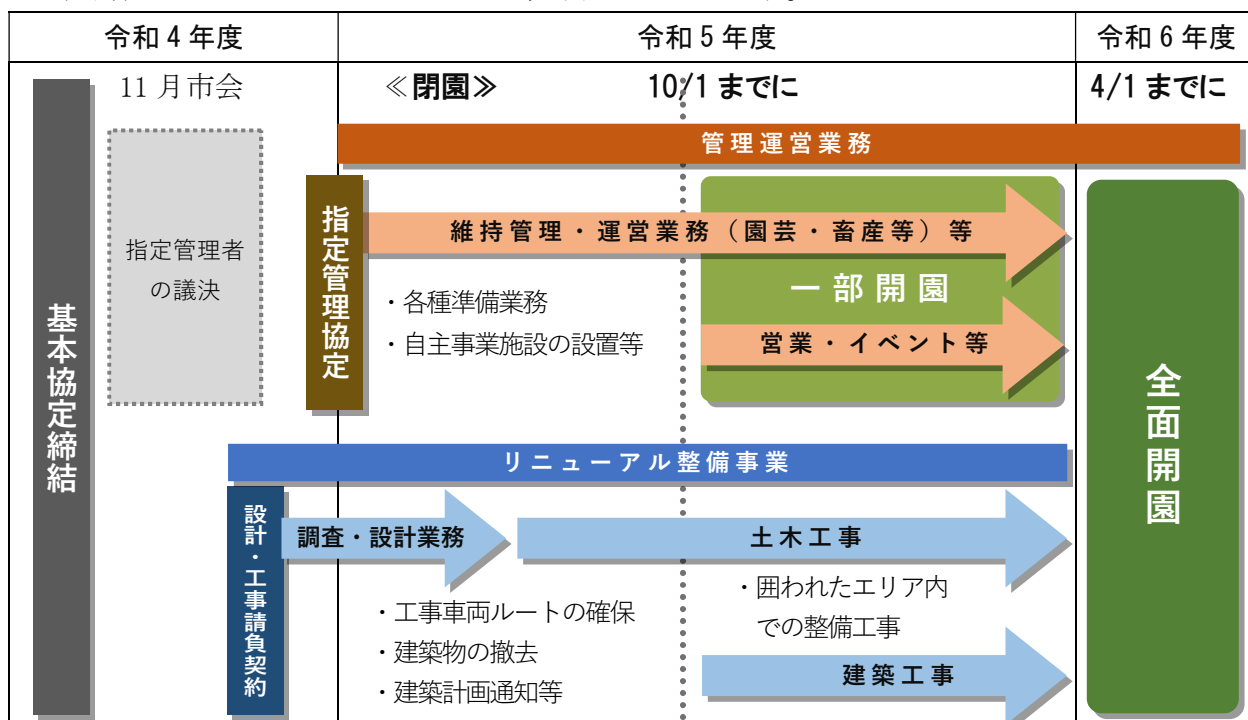
業務区分	内容
売店（必須）	園内で栽培した野菜等をはじめ、農業に関連した物品を販売する売店の設置・運営
乳製品加工販売	園内牛舎で搾乳した生乳の加工（商品化）・販売
自主イベント等の実施	集客イベントの企画・実施
飲食サービス	レストラン、バーベキュー等の飲食サービスの提供
動物ふれあい	一部エリアを区切って参加料として料金徴収することが可能
ガラス温室の活用	既存のガラス温室（展示温室を除く）の活用
自動販売機設置	清涼飲料水 など
ネーミングライツ	農業センターの愛称等のネーミングライツによる収益確保
その他	その他、農業公園の魅力向上・役割発揮に向けた取組み など

(4) 事業提案にあたっての条件

ア 事業全体に関する提案条件

【事業スケジュール等】

本事業のスケジュールのイメージは、下図のとおりです。



令和4年度に設計・工事請負契約を締結した後、リニューアル整備事業に着手してください。管理運営業務は令和5年4月1日から開始しますが、当面はリニューアル整備や準備業務のため閉園するものとします。その上で、令和5年10月1日までに一部エリア（工事に支障のない、来園者の安全を確保できる区域で、範囲は事業者提案に基づき市と協議の上で定めます。）を開園し、リニューアル整備事業を令和6年3月31日までに完了した後、令和6年4月1日までに全面開園（リニューアルオープン）するスケジュールを提案してください。

スケジュールの提案にあたっては、来園者の安全確保を優先しつつ、早期に施設を供用できるよう考慮してください。

なお、管理運営業務の期間が終了した後、事業者が自主事業の用に供するために設置した建築物及び工作物等については、原則事業期間内に解体・撤去し、現状復旧していただく必要があります。ただし、次期指定管理者への譲渡や市への寄付等を含め、詳細については協議により決定するものとします。

【再委託等】

事業者が直接処理することが困難な場合もしくは再委託することが本業務の遂行上合理的と認められる場合で名古屋市の承認を受けたもの（主たる部分は除きます。）については、第三者に業務の委託又は請負を行わせることができます。その場合において、当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び追加費用については、すべて、事業者の責めに帰すべき事由により生じたものとみなし、市は費用負担しません。また、事業者の責任において、当該第三者に設計・工事請負契約書および指定管理協定書等の規定を遵守させてください。

【条例・規則】

全面改正した「名古屋市農業センター条例」及び「名古屋市農業センター条例施行細則」が令和5年4月1日に施行されます。指定管理者制度及び利用料金制度の導入などが主な改正点です。要求水準書の別紙資料9「名古屋市農業センター条例及び施行細則（公布文）」を確認の上、各規定に沿った内容で事業提案してください。

イ リニューアル整備事業に関する提案条件

提案していただく内容は、建築物や工作物、事業対象区域内の植栽・園路などの施設整備にすることとし、完成した施設は市の所有物となります。リニューアル整備事業の具体的な内容及び経費の内訳等を提案してください。

なお、自主事業の用に供する事業者自らが設置する建築物や工作物などの施設整備をリニューアル整備事業に含めることはできません。事業者による費用負担を明確にした上で、管理運営業務の実施内容として提案してください。

ウ 管理運営業務に関する提案条件

【事業の区分】

指定管理業務及び自主事業については、下記の考え方により、どちらの事業において実施するか明確に区分して提案してください。また、自主事業については、実施を想定する区域・範囲を明示して提案してください。

指定管理業務	・名古屋市農業センター条例に定める市の事業として実施する業務。
自主事業	・指定管理者としてではなく一法人等として行う事業。 ・施設整備費を含め経費は事業者の自己負担とする。

【利用料金】

農業センターの入園料は無料としますが、駐車場や市民菜園、行為許可の使用料等については、指定管理者の収入である「利用料金」として収受することができます。利用料金の設定については、名古屋市農業センター条例に定める上限額等の範囲内において指定管理者が提案し、市の承認を得る必要があります。

【開園時間・休園日】

原則、現在の開園時間・休園日と同様とします。ただし、イベントや台風などに伴い臨時的に変更することは可能です。

開園時間や休園の曜日を恒常的に変更するためには、名古屋市農業センター条例施行細則を改正する必要がありますが、地域の合意形成など課題があるものと市は認識しています。そのため、開園時間・休園日の恒常的な変更を提案する場合、その実現可否について市は責任を負わないものとします。

【施設名称・愛称等】

正式名称である「名古屋市農業センター」は変更できませんが、愛称である「de la ふぁーむ」や、ロゴ、既存のイメージキャラクター等については、継続して使用することも、提案に基づく市との協議により変更することも可能とします。広報・ビジュアル等を含めたブランディング戦略の提案に期待します。

【指定管理料】

指定管理料は、指定管理業務を実施する上で、利用料金をはじめとする指定管理業務上の収入では補えない費用分について市が指定管理者へ支出するものです。提案する業務内容を実施するために必要となる指定管理料を算出し、指定管理期間全体の指定管理料及び各年度での指定管理料を提示してください。

【指定管理料の返還・補填等】

各年度終了時において、指定管理料に過不足が生じて、原則として精算はせず、特段の事情がない限り変更しないこととします。また、利用料金収入に増減があった場合であっても、原則、指定管理料の増額又は減額はしません。

ただし次の場合、市からの請求に基づき、指定管理料に生じた当該余剰額を返還するものとします。

(ア) 指定管理業務を年度当初の計画どおり実施できずに指定管理料に余剰が生じたとき。

(イ) 要求水準書に定める指定管理業務としての修繕を行わなかったとき。

また、国の緊急事態宣言に基づく愛知県知事からの要請等により施設の使用を停止した影響で利用料金収入が大きく減少した場合には、名古屋市と指定管理者の協議により必要な範囲で金額を精査し、所要額を補填する場合があります。

【感染症に関する前提条件について】

令和5年度以降における新型コロナウイルス感染症の影響を見通すことが困難であり、事業計画書・収支計画書については、感染状況が落ち着いており、かつ施設の利用制限はないとの前提で作成して下さい。

【賃金水準の変動への対応】

指定管理業務にかかる各年度の人件費（自主事業にかかる経費を除きます。以下、同。）について、雇用形態別の賃金水準を図る指標を基に算出した変動率を用いて各年度の増減額を算出し、次年度の指定管理料において、それに対応した増減（賃金水準が下がった場合は減額）を行います（以下、この仕組みを「賃金スライド制度」といいます。）。

賃金スライド制度は、指定期間の2年目以降の人件費に適用します。また、適用の範囲は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定される賃金のうち、賃金水準の変動による影響を受けるものとします。ただし、指定期間の初年度の人件費の1.0%分までの金額は、指定管理者等の負担となります。

賃金スライド制度に基づく指定管理料の増減額の算定のため、対象人件費等計算書（様式4-4-4）に必要事項を記入のうえ提出してください。提出後の対象人件費等計画書（様式4-4-4）の変更は原則として認めません。

なお、収支計画において、指定管理業務にかかる各年度の人件費には賃金水準の変動による増減額は計上しないでください。

指定管理者として指定された後、賃金スライド制度に基づく指定管理料の増額を希望する場合は、別途申請書の提出が必要となりますのでご注意ください。賃金スライド制度の詳細については、名古屋市公式ウェブサイトの「指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き」(*)をご参照ください。

※ <https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-8-0-0-0-0-0-0-0-0.html> に掲載

【事業内容の変更】

管理運営業務の内容を変更する必要がある場合は、事業者は相当の期間を設けて市と協議を行った上で、市の承認を得て業務の内容を変更することができます。新たな業務を追加する場合も同様とします。

(5) 費用負担等

ア 市の財政負担

①リニューアル整備事業の設計に要する費用

市がリニューアル整備事業に関する設計・工事請負契約を締結した事業者（設計・建設事業者）に対して支払います。

②リニューアル整備事業の建設及び工事監理に要する費用

市がリニューアル整備事業に関する設計・工事請負契約を締結した事業者（設計・建設事業者）に対して支払います。

③指定管理業務に要する費用

市が指定管理者に対して支払います。

上記①②③に係る市の財政負担の上限額は以下のとおりとします。ただし、予算措置について市議会で可決されることを前提条件とします。

①②	341,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）
③	197,000 千円／年（消費税及び地方消費税を含む） ただし、令和 5 年度のみ 150,000 千円／年（消費税及び地方消費税を含む）

上記①②の支払いのうち、前払金及び部分払に関する事項については、以下による他、設計・工事請負契約書において定めるものとします。

・設計：前払金なし

部分払あり（1 回。実施設計業務終了後。）

実施設計業務終了後に設計に要する費用を支払います。ただし、費用の請求が可能な時期は令和 5 年 4 月 1 日以後とします。

・建設工事：前払金あり（建設に要する費用の 4 割以内）

ただし、費用の請求が可能な時期は令和 5 年 4 月 1 日以後とします。

中間前払金あり（建設に要する費用の 2 割以内）

部分払あり（2 回以内。）

令和 5 年度の出来高は提案に基づき市と事業者が協議のうえ定める。

令和 5 年度の建設工事部分の部分払における支払限度額は、出来高に 0.9 を乗じた額とする。

・工事監理：前払金なし、部分払なし

③指定管理料については月ごとの分割により支払うこととします（原則毎月末）。

イ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のものから構成されます。

- ①市が支払うリニューアル整備事業の費用
- ②市が支払う指定管理料
- ③指定管理業務による収入（利用料金、生産物売却収入（※）など）
- ④自主事業による収入

※指定管理業務によって生産された生産物（野菜、生乳等）を自主事業において加工又は販売するためには、仕入代金に相当する金額を、自主事業の経費から支払い、「指定管理業務によるその他の収入」として収受することとします。その場合の金額（単価、割合等）は、市場価格等を勘案し、市との協議により決定します。

ウ 自主事業収益の還元

自主事業において見込まれる収益について、その一部を市又は利用者に還元する方策を提案してください。

内容として例えば、収益の歩合を指定管理業務への還元金とする（自主事業の会計から繰り入れる）、又はイベントや施設修繕・整備を追加的に実施する（会計上は繰り入れない）など、手法は限定しませんが、指定管理業務のサービスの質的向上に資する具体的な提案に期待します。

（６）法令等の遵守

事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例、規則、基準、指針等）等を遵守しなければなりません。

（７）禁止する事業

次に該当する業態や行為は禁止とします。

- ①政治的又は宗教的活動
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する業
- ③青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- ④騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- ⑤「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第５号に規定する指定暴力団等の活動
- ⑥公序良俗に反し、又は反社会的な破壊の恐れがある活動

第2章 事業参加の要件

1 事業者の募集及び選定方法

本事業では、事業者の有する能力、ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、事業者の募集及び選定は、「公募型プロポーザル方式」により実施するものとします。

2 本事業の参加資格

(1) 応募者の構成

応募者は、単独の法人等又は連合体とします。連合体により応募する場合は、必要な諸手続き等を一貫して担当する代表者をあらかじめ定めてください。代表者は、管理運営業務を担うもの（複数の法人等によるグループが管理運営業務を担う場合、その代表者となるもの）とし、連合体の代表者及び構成員の役割分担を明確にしてください。なお、基本協定の締結まで市と協議していただく窓口については、代表者に一元化していただく必要があります。

また、連合体で応募する場合には、次の事項を遵守してください。

- ①代表者の変更は認めません。
- ②やむを得ない事情で市が構成員の変更を認めた場合を除き、構成員の変更は認めません。
- ③1つの連合体の代表者又は構成員は、別の提案を行う連合体を構成する法人等や単独の応募者となることはできません。

(2) 応募者の資格要件

ア 応募者を構成する法人等に共通の参加資格要件

次のいずれかに該当する者でないこと。

- ①地方自治法施行令（以下、「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者。
- ②施行令第167条の4第2項各号の規定のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止（以下、「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- ③地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定の取消処分を受けてから2年を経過しない者。
- ④破産法の規定に基づき更生手続き開始の申立てをし、又は申立てがなされている者。
- ⑤会社更生法、民事再生法の規定により更正又は再生の手続きをしている者。
- ⑥最近の2年間において、法人税、法人市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納している者（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします）。
- ⑦労働基準法等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けてから1年を経過しない者。
- ⑧募集要項等の公表の日から優先交渉権者の選定までの間に指名停止の期間がある者。市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、募集要項等の公表の日から優先交渉権者の選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行った者。
- ⑨「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月

28 日付 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置対象法人等。

※暴力団関係事業者であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。また、事業者を選定された後においても、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部長から排除要請があった場合には、原則として契約の解除及び指定の取消しを行います。

⑩本事業の選定審議会の委員が属する組織、法人等又はその組織、法人等と資本面若しくは人事面において関連がある者。

「資本面若しくは人事面等において一定の関連がある者」とは、次の者をいう。

- ・親会社等と子会社等の関係にある者（親会社等及び子会社等の範囲については会社法の定めによる。）
- ・親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある者
- ・一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている者
- ・上記のほか、事業方針の決定を実質的に支配し、又は支配される関係にあると認められる者

⑪市が本事業に係る次のアドバイザリー業務を委託している者及び当該業務委託において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。

- ・令和3年度 農業センター官民連携事業発注者支援業務委託（農セー10）
- ・令和4年度 農業センター整備運営事業者選定支援等業務委託（農セー7）

⑫会社法第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者。

イ 設計業務を行う法人等の参加資格要件

①応募申込書類提出時点で建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

②応募申込書類提出時点で令和3・4年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「測量・設計」、申請業種「建築設計・監理」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること、又は当該競争入札参加資格を有していない者で、令和4年8月15日午後5時15分までに資格審査の申請を行い、令和4年9月1日までに当該資格を有すると認定された者であること。

③応募申込書類提出時点で「類似施設（農業・畜産関連施設）」又は「その他の公共施設で延床面積が500㎡以上の建築物」の新築又は改築に関する実施設計業務を元請けとして完了した実績を有すること。

※ここでいう「その他の公共施設で延床面積が500㎡以上の建築物」の業務実績には、都市公園法第5条による設置管理許可を受けて建築したものを含みます。

④設計業務を複数の法人等が分担して行う場合にあっては、いずれの法人等においても上記①及び②を満たしていること。③については、いずれか1者が満たしていることで足りるものとする。

ウ 建設業務を行う法人等の参加資格要件

①応募申込書類提出時点で建設業法第3条第1項の規定に基づく特定建設業の許可を受けていること。

②応募申込書類提出時点で令和3・4年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「工事請負」、申請業種「建築工事（A・B等級）」の競争入札参加資格を有すると認定さ

れた者であること、又は当該競争入札参加資格を有していない者で、令和4年8月15日午後5時15分までに資格審査の申請を行い、令和4年9月1日までに当該資格を有すると認定された者であること。

- ③応募申込書類提出時点で「類似施設（農業・畜産関連施設）」又は「その他の公共施設で延床面積が500㎡以上の建築物」の新築又は改築に関する建設業務を元請けとして完了した実績を有すること。

※ここでのいう「その他の公共施設で延床面積が500㎡以上の建築物」の業務実績には、都市公園法第5条による設置管理許可を受けて建築したものを含みます。

- ④建設業務を複数の法人等が分担して行う場合にあっては、上記の①、②及び③を全て満たす法人等を1者以上含むこと。

エ 工事監理業務を行う法人等の参加資格要件

- ①応募申込書類提出時点で建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

- ②応募申込書類提出時点で令和3・4年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「測量・設計」、申請業種「建築設計・監理」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること、又は当該競争入札参加資格を有していない者で、令和4年8月15日午後5時15分までに資格審査の申請を行い、令和4年9月1日までに当該資格を有すると認定された者であること。

- ③応募申込書類提出時点で「類似施設（農業・畜産関連施設）」又は「その他の公共施設で延床面積が500㎡以上の建築物」の新築又は改築に関する工事監理業務を元請けとして完了した実績を有すること。

※ここでのいう「その他の公共施設で延床面積が500㎡以上の建築物」の業務実績には、都市公園法第5条による設置管理許可を受けて建築したものを含みます。

- ④工事監理業務を複数の法人等が分担して行う場合にあっては、いずれの法人等においても上記①及び②を満たしていること。③については、いずれか1者が満たしていることで足りるものとする。

オ 管理運営業務を行う法人等の参加資格要件

- ①応募申込書類提出時点で、1年間以上の期間に渡る公共施設の管理運営業務実績を有すること。

- ②管理運営業務を複数の法人等が分担して行う場合にあっては、いずれか1者が①を満たしていることで足りるものとする。

（3）参加資格確認基準日

（2）アの参加資格要件は、⑨を除いて応募申込書類の提出期限の日現在をもって確認を行います。

（4）参加資格要件の喪失

参加資格確認基準日の翌日から、市と基本協定を締結するまでの間において、応募者が当該要件を満たさなくなった場合、当該応募者は参加資格を喪失するものとします。

第3章 事業参加の手続き等

1 募集要項等に関する質問受付及び回答

募集要項等の内容に関して質問がある場合は、質問書（様式 1-3）を提出することができます。回答内容については、募集要項等と同等の効力を持つものとします。

- ①受付期間 令和 4 年 5 月 10 日（火）から令和 4 年 6 月 10 日（金）午後 5 時まで
- ②提出方法 質問書（様式 1-3）により作成し、電子メールにて提出してください。件名を【名古屋市農業センター質問】とし、市担当者まで、電話にて受信の確認をしてください。
- ③提出先 メールアドレス：a8015221@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp
受信確認用連絡先 TEL 052-972-2462（名古屋市緑政土木局都市農業課内）
- ④回答時期 令和 4 年 6 月下旬に最終回答予定
- ⑤回答方法 原則として、市のホームページで公表します。

<ホームページアドレス>

<https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000152431.html>

2 現地見学会の開催

本公募に関して、ご希望の方を対象に、現地見学会を開催します。見学会に参加される場合は、事前に参加申込みが必要です。以下のとおり申し込みをしてください。

現地見学会に参加いただかなくても、本公募に応募いただくことはできます。また、不参加であったことにより評価・選定において不利になることはありません。

- ①開催日時 令和 4 年 5 月 25 日（水）午後 2 時 00 分開始予定
- ②集合場所 名古屋市農業センター
- ③参加申込 令和 4 年 5 月 19 日（木）午後 5 時までに、現地見学会参加申込届（様式 1-1）を電子メールにて送付してください。件名は、【名古屋市農業センター現地見学会参加申込】としてください。
- ④提出先 メールアドレス：a8015221@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

3 参加登録手続き

本事業へ参加を希望される法人等又は連合体は、「応募申込書類」を提出し、必ず参加登録を行ってください。参加登録をしなければ、提案書類の提出はできません。

参加登録は、法人等又は連合体に限ります。個人での参加登録はできません。連合体の場合は、代表者が参加登録を行ってください。

応募者から提出された「応募申込書類」について市が参加資格を審査し、その結果を応募者（連合体の場合は代表者）に通知します。

なお、参加登録後に提案書類を提出できない等の事情が発生した場合については、参加登録辞退届（様式 5-1）を提出してください。

- ①受付期間 令和 4 年 5 月 26 日（木）から令和 4 年 7 月 7 日（木）まで※土日祝日を除く
- ②受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで

③提出方法 提出先へ持参又は郵送（令和4年7月7日（木）必着）

※郵送の場合は、事前に郵送提出の旨を市担当者まで連絡してください。

④提出先 名古屋市緑政土木局都市農業課

（〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号（西庁舎5階））

⑤提出書類 応募申込書類一式 4部、CD-R（データ）1部

＜応募申込書類＞

A4縦ファイル（片面、左側2穴）に次の書類を綴り、受付期間内に必要部数を提出してください。ファイルの表紙に「正」、「副」の区別がわかるよう明記してください。あわせて、様式2-1～2-7のデータ（様式2-3の添付資料は不要）を保存したCD-Rを1部提出してください。

名称	様式	部数	備考
参加登録申込書	様式2-1	4部 （正本1部、副本3部） ※副本は複写可	ワード形式
連合体協定書兼委任状	様式2-2		
法人等概要書	様式2-3		
役員名簿	様式2-4		
添付資料提出確認書	様式2-5		
誓約書	様式2-6		
財務状況表	様式2-7		エクセル形式

連合体の場合、様式2-3とその添付資料、様式2-4については、代表者及び構成員ごとに分けて、インデックスを付して綴ってください。

様式2-3の添付資料

名称	部数	備考
決算報告書	4部 （正本1部、副本3部） ※副本は複写可	直近3か年分を提出
法人登記簿謄本及び定款もしくはこれに類する書類		登記簿謄本は発行後3か月以内のもの
法人税、法人市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の納税証明書		最近2年間の滞納がないことを証明できるもの
令和3・4年度入札参加資格審査受付証		該当の法人等のみ
建築・建設業種の登録・許可を証する書類		該当の法人等のみ
「第2章 事業参加の要件」に定める設計・建設・工事監理・管理運営の各業務の実績を証する書類（契約書の写し等）		該当の法人等のみ

※1 決算報告書の様式は任意ですが、財務諸表については貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・キャッシュフロー計算書等（連結財務諸表作成会社については連結財務諸表及び単体財務諸表とし、有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでも可とする）を、公益法人等の場合はこれらに準ずる書類を、それぞれ提出してください。

※2 法人等の概要を含むパンフレット等がある場合は、それを添付してください。

※3 実績を証明する書類の提出にあたり、企業の合併、分社化、提携等により実績を有する者と参加資格確認申請者の名称が異なる場合、その実績が、参加資格確認申請者に移行あるいは引き継がれていることを証明する書類（様式任意）も提出してください。

4 資料の貸出の手続き

必要資料の作成にあたり、当初公表している資料とは別に下記の参考資料を借用することができます。

貸出を希望する事業者は、下記のとおり、「貸出申請書」(様式 1-2) を市に提出してください。

①貸出期間 令和 4 年 5 月 26 日 (木) から令和 4 年 8 月 19 日 (金) まで

②受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで

③提出先 メールアドレス : a8015221@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

【貸出を予定する参考資料】

番号	資料名称
参考資料 1	農業センターインフラ設備現況調査業務報告書・施設配置図
参考資料 2	成牛舎・展示温室はじめ主要建築物工事図面一式 (新築・改修等)
参考資料 3	地質調査報告書
参考資料 4	求積図
参考資料 5	建築物一覧
参考資料 6	設備一覧
参考資料 7	地歴調査報告書
参考資料 8	工事履歴

※追加・変更が生じる可能性があります。

5 提案書類の提出

(1) 提案書類の受付

参加登録したものからの提案書類を以下のとおり受け付けます。提案書類は、「(2) 提案書類の様式及び提出部数」に従って提出してください。

①受付期間 令和 4 年 7 月 25 日 (月) から令和 4 年 8 月 19 日 (金) まで

※土日祝日を除く

②受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで

③提出方法 提出先へ持参又は郵送 (令和 4 年 8 月 19 日 (金) 必着)

※郵送の場合は、配達証明付書留郵便とし、8 月 19 日必着とします。その場合、事前に郵送提出の旨を市担当者まで連絡してください。

④提出先 名古屋市緑政土木局都市農業課

(〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号 (西庁舎 5 階))

(2) 提案書類の様式及び提出部数

応募に必要な提案書類の様式や部数等は、以下の表に示す「提案確認書類」と「企画提案書類」のとおりです。なお、提案書類の言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位はメートル法を使用してください。

<提案確認書類>

A4 サイズで印刷したものをホチキス止めして提出してください。（正本、副本の区別がわかるようにしてください。）

名称	様式	部数	備考
提案書類提出届	様式 3-1	4 部 (正本 1 部、副本 3 部) ※副本は複写可	所定の用紙に必要な事項を記入 ワード形式
提案書類確認書	様式 3-2		
要求水準書に対する誓約書	様式 3-3		
見積書（リニューアル整備事業）	様式 3-4		
見積書（管理運営業務）	様式 3-5		

<企画提案書類>

A3 横ファイル（片面、左側 2 穴）に次の書類を綴り、受付期間内に正本 1 部、副本 15 部提出してください（ファイルの表紙に「正」、「副」の区別がわかるよう明記してください。）。※副本は複写可

あわせて、データ（データ形式は、Microsoft office のエクセル・ワード及び PDF データとします。）を保存した CD-R を 1 部提出してください。（模型や動画等での提出、前述のデータ形式以外による提出は不可。）

種別		書式	備考
表紙・目次		様式 4	所定の用紙に必要な事項を記入 ワード形式
事業全体に関する提案書	事業実施の基本方針	様式 4-1-1	
	事業実施体制及び役割分担	様式 4-1-2	
リニューアル整備事業に関する提案書	リニューアル整備事業の実施方針	様式 4-2-1	
	配置図・平面図・立断面図	様式 4-2-2	
	整備内容	様式 4-2-3	
	工程計画・管理	様式 4-2-4	
管理運営業務に関する提案書	管理運営業務の実施方針	様式 4-3-1	
	指定管理業務の実施計画	様式 4-3-2	
	自主事業の実施計画	様式 4-3-3	
	協働・パートナーシップ	様式 4-3-4	
収支計画に関する提案書	リニューアル整備事業費内訳表	様式 4-4-1	エクセル形式
	管理運営業務（指定管理業務）に係る収支計算書	様式 4-4-2	
	管理運営業務（自主事業）に係る収支計算書	様式 4-4-3	
	対象人件費等計算書	様式 4-4-4	

第4章 事業者の選定に関する事項

1 選定の方法及び優先交渉権者の決定

応募者が提出した提案書類の審査は、選定審議会が「選定基準書」に基づき、提案内容・提案価格、ヒアリング等の総合的な評価を行い、最優秀提案者及び次点提案者を選定するとともに、その結果を市に報告します。

○選定審議会第1次評価（書類評価） 令和4年9月中旬（予定）

○選定審議会第2次評価（ヒアリング評価） 令和4年10月13日（予定）

なお、第2次評価の対象となった応募者には、プレゼンテーション用の資料を提出していただきます。必要部数、提出期限等については個別にお知らせします。

市は、選定審議会から報告を踏まえ、優先交渉権者及び次点候補者となる事業者を決定します。

2 選定結果の通知

優先交渉権者の決定は、令和4年10月下旬を予定しており、選定結果は全ての応募者（連合体の場合は代表者）に書面にて通知するとともに、市のホームページで公表します。選定結果に関する電話等による問い合わせには応じません。

3 契約等の締結

（1）基本協定の締結

優先交渉権者は、市からの通知後、速やかに本事業の基本的事項について市と協議を行います。協議が成立しない場合又は協議中に優先交渉権者（連合体の場合その代表者又は構成員のいずれかの者）が参加資格要件を欠いた場合、市は次点候補者と順次協議を行うことができるものとします。

協議が成立した後、優先交渉権者と市との間で基本協定を締結していただきます。基本協定の内容は、「基本協定書（案）」を基本とします。

（2）設計・工事請負契約の締結

市は、基本協定の締結後、優先交渉権者（連合体の場合はリニューアル整備事業を担う設計・建設事業者）とリニューアル整備事業の実施に向けた協議が成立した場合、設計・工事請負契約を締結するものとします。なお、設計・建設事業者が複数の法人等によるグループである場合は、基本協定締結までに、そのグループの代表者（協議・手続き等の窓口となるもの）を定めた上で協定を締結していただき、協定書の写しを市に提出していただきます。

（3）管理運営業務に関する指定管理協定

市は、基本協定の締結後、優先交渉権者（連合体の場合は管理運営業務を担う指定管理事業者）を議会の議決を経て指定管理者に指定した後、農業センターの管理運営業務に関する指定管理協定を締結するものとします。なお、指定管理事業者が複数の法人等によるグループである場合は、基本協定締結までに、そのグループの代表者（協議・手続き等の窓口となるもの）を定めた上で協定を締結していただき、協定書の写しを市に提出していただきます。

第5章 応募にあたっての留意点等

1 応募の失格事項

- ①募集要項に示した参加資格を満たしていないことが判明した場合
- ②提案書類に虚偽の記載があった場合
- ③募集要項に示した条件に違反又は著しく逸脱した場合
- ④審査の公平性を損なう行為があったと市が認めた場合
- ⑤応募者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- ⑥その他不正行為があった場合

2 応募上の注意事項

(1) 複数提案の禁止

応募者が提出できる提案書類は、法人等又は連合体につき1点のみとします。

(2) 提案内容の変更の禁止

応募者が提出した提案書類の内容の変更は認められません。

(3) 提案書類の取扱い

提出された提案書類は、理由の如何を問わず、返却いたしません。

応募者の提案書類について行政文書公開請求があった場合、その他名古屋市が必要と認める場合は、名古屋市情報公開条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報を除き、公開します。

行政文書公開請求等に対する公開・非公開の決定にあたっては、名古屋市情報公開条例のほか名古屋市情報公開審査会において示された答申を参考に、名古屋市において判断しますので、特に必要がある場合を除き、意見照会を行いません（名古屋市情報公開条例及び名古屋市情報公開審査会答申については名古屋市公式ウェブサイトに掲載しています。）。

また、名古屋市が必要と認める場合に、提案書類の一部を公表することがあります。

なお、優先交渉権者に選定された法人等又は連合体は、名古屋市情報公開条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報を除く「提案の概要」を作成し、名古屋市に提出していただきます。名古屋市は、議会において指定管理者の指定の議決を経たのち、公表するものとします。

(4) 応募に係る費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

(5) 提案書類の著作権

ア 優先交渉権者選定までの著作権

市が示した図書の著作権は市に帰属し、提案書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、市は優先交渉権者の選定に必要な場合は、提案書類の内容を無償で使用できるものとします。

イ 優先交渉権者の選定後の著作権

優先交渉権者に選定された応募者の提案書類の著作権は、優先交渉権者が市と基本協定を締結

した時から市に帰属するものとします。

(6) 特許権等

企画提案において、特許権、実用新案権、意匠権、商標権はじめ法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負担することとします。

(7) 資料提供の取扱い

現地見学会、希望者への参考資料の貸し出し等、定められた機会を除いて、市からの資料提供を行うことはありません。

また、市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用しないでください。

(8) 追加資料等の公表

募集要項に修正が生じたときや、追加資料を公表するときは、市のホームページに掲載します。

(9) 選定審議会の委員等への接触の禁止等

応募者となる法人等又は連合体（代表者及び全ての構成員）について、公募開始から優先交渉権者選定結果通知日まで、選定審議会の委員、本業務に従事する市職員及び本公募関係者に対して、本事業提案に関する接触を禁止します。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

また、上記の接触を禁止する期間中は、応募者に限らずいかなるものからであっても提案内容、審査・評価内容等に関する問い合わせには、お答えできません。

3 応募者が一者であった場合の取扱い

応募者が一者であった場合でも、選定基準書に従い審査・評価を行い、提案内容が要求水準書を満たし、選定審議会が適当と判断した場合、その旨を市に報告します。

市は、選定審議会からの報告をもとに、その応募者を優先交渉権者とするかを決定します。

4 応募の辞退

応募を辞退する場合は、法人等又は連合体の代表者は、「応募辞退届」（様式 5-2）を名古屋市緑政土木局都市農業課に提出してください。

また、辞退した場合において、今後、市の行う業務において不利益な扱いを受けることはありません。

第6章 事業スケジュール

募集要項等の公表から事業開始までのスケジュールを以下に整理します。

項目	予定時期
募集要項等の公表	令和4年5月10日
募集要項等に関する質問の受付	令和4年5月10日～令和4年6月10日
現地見学会参加申込期限	令和4年5月19日
現地見学会の開催	令和4年5月25日
参加登録手続き	令和4年5月26日～令和4年7月7日
資料の貸出	令和4年5月26日～令和4年8月19日
質問への最終回答	令和4年6月下旬
参加資格審査結果の通知	令和4年7月下旬
提案書類の受付	令和4年7月25日～令和4年8月19日
選定審議会第1次評価（書類評価）	令和4年9月中旬
選定審議会第2次評価（ヒアリング評価）	令和4年10月13日
選定結果の通知及び公表	令和4年10月下旬
基本協定締結	令和4年11月中旬
指定管理者の指定（議決）	令和4年11月市会
工事請負契約締結	令和4年12月頃（協議成立後）
指定管理協定締結	令和5年4月1日

第7章 選定事業者の責任の明確化

1 基本的な考え方

市と事業者は、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」という基本的な考え方に基づき適正にリスクを分担することとします。

2 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市と選定事業者の責任分担は、「別表 リスク分担」のとおり想定するものとし、詳細については指定管理協定書及び設計・工事請負契約書で定めます。

3 その他

本公募は、本事業を実施する事業者の優先交渉権者決定のために行うものであり、提案内容は尊重するものの、協定及び契約等の締結に向けては、市と優先交渉権者との間で協議を行い、双方合意に至った場合に締結を行うものとします。

第8章 その他

募集要項等の内容に変更が生じた場合は、参加登録を行った応募者（連合体の場合は代表者）に速やかに連絡するとともに、変更後の募集要項等については、速やかに市のホームページを通じて公表します。

別表 リスク分担

(共通)

種類	内容	負担者	
		市	事業者
事業計画の変更	市の帰責事由による事業内容の変更に関するもの	○	
	上記以外の事由による事業内容の変更に関するもの		○
書類・データ等	事業者が作成した書類・データ等の誤りによるもの		○
	上記以外の書類・データ等の誤りによるもの	市と事業者で協議	
法令等の変更	事業者自身に関係する法令等の新設・変更によるもの		○
	上記以外の法令等の新設・変更によるもの	市と事業者で協議	
許認可等	市が申請を行う許認可等の遅延に関するもの	○	
	上記以外の許認可等の遅延に関するもの		○
税制変更	法人税・法人住民税率等の変更に関するもの		○
	消費税（地方消費税を含む）率等の変更に関するもの	○	
	上記以外の税制の変更、新税の成立に関するもの	市と事業者で協議	
住民対応	事業・業務の内容・実施状況に対する要望に関するもの		○
	地域との協調に関するもの		○
	上記以外のもの	市と事業者で協議	
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生等に関するもの		○
環境問題	市の帰責事由による騒音、振動等の発生等に関するもの	○	
	上記以外の事由による環境問題の発生等に関するもの		○
第三者損害賠償	市の帰責事由による事故等の発生に関するもの	○	
	上記以外の事由（不可抗力を除く。）による事故等の発生に関するもの		○
債務不履行	事業者の帰責事由によるサービス提供の中止・停止・不能等（事業の破綻・悪化・放棄・サービスの品質等が仕様レベルを下回った場合等）に関するもの		○
	市が負担すべき債務履行の遅延、不能等によるもの	○	
不可抗力	戦争、暴動、自然災害、感染症の蔓延等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの	市と事業者で協議	

(基本協定締結前)

種類	内容	負担者	
		市	事業者
協定締結	市の帰責事由により基本協定が締結できない又は締結手続に長期間を要すること等によるもの	○	
	上記以外の事由により基本協定が締結できない又は締結手続に長期間を要すること等によるもの		○

(リニューアル整備事業)

種類	内容	負担者	
		市	事業者
請負契約	市の要求による設計・工事請負契約の内容及びその変更に関するもの	○	
	上記以外の事由による設計・工事請負契約の内容及びその変更に関するもの		○
測量・調査・設計	事業者が実施した測量・調査・設計に関するもの		○
	上記以外に関するもの	市と事業者で協議	
建設	事業者の要因による不備・変更によるもの		○
	建設期間中における物価変動に伴うリスク	市と事業者で協議	
	建設に要する仮設、資材置場に関するもの		○
	予め想定し得ない土壌汚染・地中障害物等に関するもの	市と事業者で協議	
	土壌汚染・地中障害物等に関する上記以外のもの		○
工事遅延・未完	工事が契約に定める工期より遅延する、又は、完工しない場合		○
	市の要求により工事が契約に定める工期より遅延する、又は、完工しない場合	○	
工事費	市の要求により設計変更を行った場合の追加工事に要する費用（要求水準及び提案書類の内容と異なる場合に限る。）	○	
	上記以外の事由により設計変更を行った場合の追加工事に要する費用		○
工事監理	工事監理に関するもの		○
一般的損害	完成前に工事目的物、材料、その他関連工事に関して生じた損害		○

(管理運営業務)

種類	内容	負担者	
		市	事業者
指定手続	市が指定手続をしない又は指定手続に長期間を要すること等によるもの	○	
利用者等市民への対応	管理運営業務に関するもの (利用料金の設定に関するものを含む)		○
	地域との協調に関するもの		○
	上記以外のもの	市と事業者で協議	
業務開始の遅延	市の帰責事由による業務開始の遅延に関するもの	○	
	上記以外の事由（不可抗力を除く。）によるもの		○
要求性能	要求性能等の未達、不適合等に関するもの		○
	市の指示による要求性能等の変更等に関するもの	市と事業者で協議	
需要	利用者の減少に関するもの		○
	想定外の外的要因に基づく大規模な需要変動により管理運営業務の継続が困難となる場合における経費の増加又は収入の減少	市と事業者で協議	
園芸・畜産業務における対応	事業者の帰責事由による作物被害及び家畜伝染病等による家畜への被害		○
	上記以外の事由による作物・家畜への被害	市と事業者で協議	
指定取消し	事業者の帰責事由による指定の取消しに関するもの		○
	上記以外のもの	市と事業者で協議	
事業終了時	事業期間の終了又は期間途中での業務廃止の場合における原状復帰及び指定管理者の撤取引継ぎに要する費用に関するもの		○